

◎ 認証の非差別性について（海洋生物環境研究所中央研究所 MEL 認証業務品質マニュアルより抜粋）

4.4.1 当研究所が認証事業を遂行するための方針及び手順、並びにその運用は、差別的に行わない。この品質マニュアルに特に規定されていない限り、認証申請者による当該機関の利用を妨げたり禁止するためにその手順を用いない。

4.4.2 当研究所は、その認証事業の範囲内の活動を行う全ての認証申請者に対して、認証に係る審査の申請の機会を与える。

4.4.3 当研究所は、認証業務において、認証申請者の規模、又は協会等の会員であることを条件にしない。また、既に発行した認証の数によって、認証に条件を付けない。不当な財務的又はその他の条件を課さない。

4.4.4 当研究所は、認証についての要求事項、評価、レビュー、決定及びサーベイランスを、認証範囲に関係する事項に限定する。